

被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正についての会長声明

法務省は、現在、被害者や遺族による少年審判の傍聴を主たる内容とする少年法の改正を検討している。

被害者等が、事件の内容や少年審判の様子を知りたいと考えたり、少年の事件に対する思いや謝罪の言葉を直接聞きたいと考えることは、当然のことであり、その切実な要請については、実務の運用面等で、今後いっそうの改善充実が図られるべきである。

しかしながら、審判の傍聴という形で、かかる被害者等の要請を実現することについては、大きな問題がある。

被害者等の審判傍聴が実現した場合、傍聴する被害者等を意識する結果、言葉による自己表現やコミュニケーションを行う力が十分ではないことが多い少年が、萎縮し、事件の内容や非行時の内心の状態、審判の時点での率直な気持ちなどを、ありのままに話しづらくなることは避けられない。少年が、裁判官の問いに対し十分に答えられなかったり、過度に防衛的な受け答えをしたり、審判の場において表面的な謝罪や反省に終始するケースが相当生じるであろう。

そうすると、審判における正確な事実認定や、要保護性の適確な把握に支障が生じるばかりか、少年による率直な内心の吐露を前提とした、裁判官らによる少年への教育的働きかけが困難になる。

また、少年審判は「懇切を旨として、和やかに行う」ものとされているが（少年法第22条）、被害者等の傍聴がなされる場合は、裁判官がその被害者や遺族の心情等を配慮して、従来よりも、少年に対して糾問的な姿勢で接したり、儀礼的、形式的な形で審判指揮を行うおそれがあり、被害者や遺族を意識した審判運営に変容していくのではないかとの強い懸念もある。

さらに、事件発生から比較的短期間で審判が行われることの多い少年事件においては、審判の時点では、少年の内省も十分には深まっていないことも少なくなく、一方被害者や遺族も心の傷も癒えず動揺の大きな時期にあることが実情であるが、そのような段階で被害者等が傍聴する中で審判を行うことは、被害者や遺族の厳しい処罰感情と、少年の防衛的心理からの反発が交錯し、互いに、被害の克服や非行からの更生にマイナスに働く心理的影響を受ける結果となることが危惧される。

以上の通り、被害者や遺族による審判傍聴は、「非行のある少年に対し自己の非行について内省を促す」（少年法第22条）という少年法の予定する審判のあり方、さらには同法によってたつ少年の健全育成の理念を根本から揺るがすものといわざるをえない。

事件や審判の内容について知りたい等の被害者側の要望については、審判傍聴以外の別の形での配慮が検討されるべきであるが、2000年少年法「改正」で導入された、被害者等による記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）、被害者等の意見聴取（少年法9条の2）、審判結果の通知（少年法31条の2）の各規程を更に丁寧に運用することや、被害者等が活用する支援体制を整備する等の代替手段について、現状で十分な議論がなされていない。

以上のような点から、本会としては、被害者等による少年審判の傍聴を内容とする少年法の改正に、強く反対するものである。

2008年（平成20年）1月22日

大阪弁護士会

会長 山田 庸 男